

石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 31 号)

目 次

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 規 則 | 訓 令 |
| ○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 1 | ○石川県公印規程の一部改正 (総 務 課) 3 |

規 則

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則 (昭和三十八年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

- 「別記様式第十四号 (壬) 返還金納入通知書
- 別記様式目次中 別記様式第十四号 (癸) 返還金納入通知書 を
- 別記様式第十四号 (甲甲) 授業料納入通知書
- 別記様式第十四号 (甲乙) 授業料納入通知書」
- 「別記様式第十四号 (壬) 返還金納入通知書
- 別記様式第十四号 (癸) 返還金納入通知書
- 別記様式第十四号 (甲甲) 返還金納入通知書 に、 「別記様式第三十九号の四 (甲) 口座振替通知書
- 別記様式第十四号 (甲乙) 授業料納入通知書 別記様式第三十九号の四 (乙) 口座振替通知書」 を
- 別記様式第十四号 (甲丙) 授業料納入通知書」
- 「別記様式第三十九号の四 削除」に改める。

第四十条第五号中「又は別記様式第十四号 (壬)」を「別記様式第十四号 (壬) 又は別記様式第十四号 (癸)」に改め、同条第六号中「別記様式第十四号 (癸)」を「別記様式第十四号 (甲甲)」に改め、同条第七号中「別記様式第十四号 (甲甲)」を「別記様式第十四号 (甲乙)」に改め、同条第八号中「別記様式第十四号 (甲乙)」を「別記様式第十四号 (甲丙)」に改める。

第四十九条第二項中「(紀尾井会館の利用に係るものにあつては、別に定める様式)」を削る。

第九十三条第三項を削る。

別表第七就農支援資金特別会計の貸付金の項中「支出内訳書、支払通知書」及び「第五十九条第四項、第九十三条第三項」を「同右」に改め、同表養育英資金特別会計の貸付金の項中「支出内訳書」及び「第五十九条第四項」を「同右」に改める。

別記様式第十四号 (甲乙) を別記様式第十四号 (甲丙) とし、別記様式第十四号 (甲甲) を別記様式第十四号 (甲乙) とし、別記様式第十四号 (癸) を別記様式第十四号 (甲甲) とし、別記様式第十四号 (壬) の次に次の二様式を加える。

別記様式第14号 (癸)

収 納 済 通 知 書 税外

コンビニエンスストア専用

| | | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|---|--|
| 所 属 | 年 度 | 会 計 | | | |
| 石川 県 育 英 資 金 返 還 金 | | | | | |
| 氏 名 | 納 期 限 | 年 | 月 | 日 | |
| | | | | | |

上記のとおり収納しましたので通知します。

CVS収納用 (ご注意)バーコードがないものや読み取れないもの、又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。

| | |
|---|--------------|
| 収納代行 <small>用紙を折ったり、曲げたりしないこと。</small> | コンビニ 取扱期限 |
|---|--------------|

領 収 日 付 印

**この納付書はコンビニエンスストア専用のため、
金融機関(ゆうちょ銀行含む。)では納付できません。**

(C V S 本 部 保 管)

納 付 書 税外

| | | | | | |
|--------------------|-------|-----|---|---|--|
| 所 属 | 年 度 | 会 計 | | | |
| 石川 県 育 英 資 金 返 還 金 | | | | | |
| 氏 名 | 納 期 限 | 年 | 月 | 日 | |
| | | | | | |

上記のとおり収納しました。

| | |
|---|--------------|
| 収納代行 <small>用紙を折ったり、曲げたりしないこと。</small> | コンビニ 取扱期限 |
|---|--------------|

領 収 日 付 印

(C V S 店 舗 保 管)

返 還 金 納 入 通 知 書 ・ 領 収 証 書 税外

コンビニエンスストア専用

千

| | | | | | |
|--------------------|-----|-------|---|---|---|
| 所 属 | 年 度 | 会 計 | | | |
| 石川 県 育 英 資 金 返 還 金 | | | | | |
| 返 還 方 法 | 金 額 | 納 期 限 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | |

下記のとおり納付してください。

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----|--|--|--|
| 所 属 | 年 度 | 会 計 | | | |
| 石川 県 知 事 | | | | | |
| 奨 学 生 番 号 | 発 行 年 月 日 | | | | |
| | | | | | |

収入印紙不要

※納付場所及びお問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

(納 入 者 保 管)

別記様式第二十九号の四を次のように改める。

別記様式第39号の4 削除

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第14号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県公印規程（昭和39年石川県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第1項第3号中「出納室出納担当課長」を「出納室出納課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

